公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第５条の規定により、上越都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和８年11月４日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　　花　角　　英　世

１　中止となる公聴会の日時

令和８年11月10日（火）　午後７時から

２　中止となる公聴会の開催場所

上越市役所木田第一庁舎４階402・403会議室

（新潟県上越市木田１丁目１番３号）